

# 三宅町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和8年5月改訂

三宅町教育委員会

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議しました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行なうため、翌年度、関係機関の連携体制を構築し、「三宅町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

以降、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。

## 2. 通学路に係る連絡調整会議

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「三宅小学校通学路に係る連絡調整会議」を設置しています。

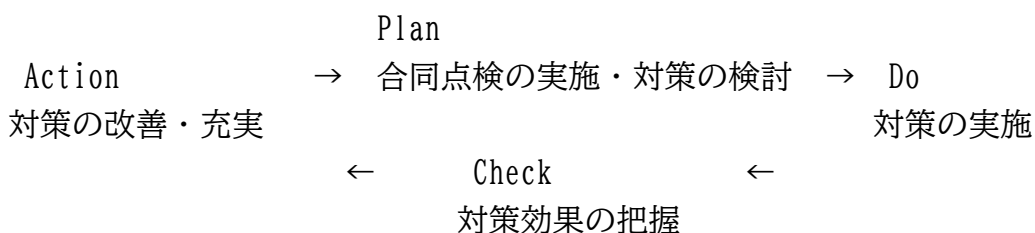
- ・ 三宅町長（委員長）
- ・ 三宅町教育委員会
- ・ 三宅町土木建設担当課
- ・ 三宅町都市計画担当課
- ・ 三宅町交通安全担当課
- ・ 三宅小学校
- ・ 三宅小学校PTA（校外指導担当）
- ・ 奈良県警察
- ・ 国土交通省国道管理担当課
- ・ 奈良県県道管理担当課

## 3. 取組方針

### （1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・小学校で集団登校している部団より、年1回合同点検を実施します。
- ・実施時期は、新年度開始からおよそ1ヶ月経過した後に行います。

### ○合同点検の体制

- ・小学校区において、教育委員会、小学校、保護者、ボランティアが参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・10月までに通学路に係る連絡調整会議を開催し、合同点検の結果等から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、必要に応じて地域住民へのアンケートの実施や、車両と歩行者の離隔を測定するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## (7) 緊急時の対応

- ・定期的な合同点検以外で緊急性を要する対策必要箇所を把握した場合には、関係者間で協議し、早期の対策を実施する。

## 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。